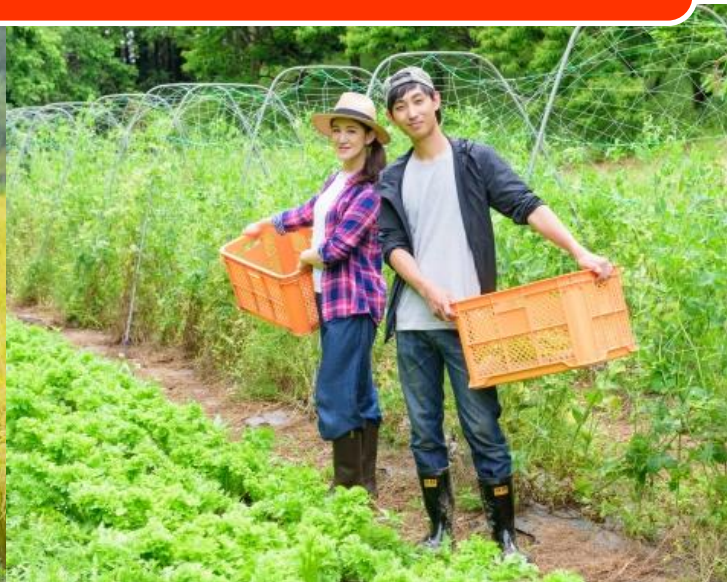




夫婦・親子・兄弟で 認定農業者になろう！



認定農業者制度では、
家族経営協定を締結した夫婦や親子などが
共同で農業経営改善計画の認定申請できます。

朝倉市農業振興課 認定農業者制度担当

TEL : 0946-52-1427

FAX : 0946-52-1510

お問合せ先

共同申請の主なメリット



- ◆ 共同経営者としての**地位・責任が明確化**されます。
- ◆ それぞれの**役割分担に基づく経営改善への取組の促進**が期待されます。
- ◆ 親子で計画づくりをする場合には将来の**経営継承の円滑化**にもつながります。



共同申請ができる方

次の1～3を満たす方

- 1 申請者が、全て同一の世帯※に属する者である、又はかつて同一の世帯に属していた者（その者の配偶者を含みます。）であること

※「同一の世帯」とは、住居及び生計を同じくする親族の集団です。

- 2 家族経営協定等の取決めが締結されており、その中で、当該農業経営から生ずる収益が当該認定申請者の全ての合意により決定することが明確化されていること。

- 3 当該家族経営協定※等の取決めが遵守されていること。

※家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、収益の配分、みんなが働きやすい就業環境などについて話し合い、取り決めるものです（指定の様式はありません）。

申請手続きの流れ

家族経営協定書の作成・締結



農業経営改善計画書の作成



市町村等への申請



市町村等からの認定通知

協定書は、最寄りの農業普及指導センターや農業委員会などの指導機関の意見も聞きつつ作成し、第三者である指導機関の立ち合いのもと、締結することにより実効性が高まります。

申請者欄の「個人・法人名」欄に共同申請者全員の氏名、フリガナ、生年月日を連記し、申請書を作成します。

様式はこちら↓



営農地のエリアで申請先が異なります。

農業経営を営む区域		申請先
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管轄区域内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管轄区域にまたがる	農林水産大臣



電子申請はこちら